監督命令

平成２４年（再）第２号
北海道川上郡標茶町字栄214番地３
再生債務者　カムイ・エンジニアリング株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　北海道標津郡中標津町東７条北１―１　アズプラザ２階　梅本英広法律事務所　弁護士　梅本　英広
平成24年５月22日　　釧路地方裁判所民事部

平成２４年（再）第２号
福島県郡山市富田町字町西44番地の８
再生債務者　株式会社スタンドサービス
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福島県郡山市麓山１丁目２番13号　弁護士法人けやき法律事務所　弁護士　齊藤　正俊
平成24年５月28日　福島地方裁判所郡山支部

平成２４年（再）第６５号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南１丁目３番10―1203号
再生債務者　久恒洋一郎
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都新宿区新宿１丁目８番５号　新宿御苑室町ビル５階　三宅・今井・池田法律事務所　弁護士　相羽　利昭
平成24年５月24日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第６３号
千葉県八千代市八千代台東１丁目５番２号
再生債務者　アジックス株式会社
１　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年７月30日から平成24年８月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第６５号
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南１丁目３番10―1203号
再生債務者　久恒洋一郎
１　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月28日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年８月２日から平成24年８月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第２３号
新潟県西蒲原郡弥彦村美山6558番地
再生債務者　株式会社ミヤマデリカ
１　決議に付する再生計画案　平成24年５月７日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月３日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年６月25日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月19日
平成24年５月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第５４号
東京都葛飾区金町３丁目45番２号
再生債務者　松橋　稔侑
１　決議に付する再生計画案　平成24年５月22日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月３日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年６月25日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月19日
平成24年５月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第８号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2100番地15
再生債務者　有限会社ながい
１　決議に付する計画案　平成24年４月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月５日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年６月22日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月22日
平成24年５月21日　　宮崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第４号
北海道登別市幌別町６丁目23番地３　幌別町６丁目パレス201
再生債務者　佐々木明治
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２４年（再イ）第６号
北海道小樽市星野町８番25号
再生債務者　原田　和則
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（再イ）第８号
北海道小樽市新光５丁目34番32号
再生債務者　三影　光世
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（再イ）第１０号
北海道苫小牧市美園町２丁目13番３号
再生債務者　下川部一公
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（再イ）第２４号
埼玉県蕨市中央５丁目18番５号　藤和シティホームズ蕨中央504号
再生債務者　村井　　徹
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第２４号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目18番４号
再生債務者　谷合　清美
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第４８号
埼玉県坂戸市日の出町16番51―108号　アンビシャスプラザ坂戸
再生債務者　椎葉　俊之
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第５１号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1428番地37
再生債務者　星野　久幸
１　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月18日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月２日から平成24年７月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部